

# FC Notus 規約

## 第1条 【名称】

本クラブは、フットボールクラブノータス（以下クラブ）と称す。

## 第2条 【事務局】

本クラブは、横浜市南区大岡 4-6-15 プラザ・ドウ・エリーゼ 110 に置く。

## 第3条 【構成】

本クラブは、中学生以下により構成される。

## 第4条 【活動期間】

本クラブの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

## 第5条 【入団資格】

本クラブの趣旨に賛同し、この規約を厳守する者で、本クラブが入団に適すると認めた者とする。

## 第6条 【会費等】

本クラブの入会金、年会費、月会費は別に定める。また、特定の方法で納入しなければならない。

## 第7条 【休会及び退会】

休会及び退会する者は、必ず代表に連絡し、本クラブに休会届あるいは退会届を前月の15日までに提出すること。

その際の会費等の返納は、いかなる場合においても、行わない。

## 第8条 【除名】

本ジュニアユース生及びその保護者が、次の事項に該当する場合、除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉と品格を著しく損なう行動や言動があった場合。
- (3) 本クラブ内で共有する情報及び個人情報等を漏洩した場合。
- (4) 会費の滞納及び納入の意思がないとみなしたとき。

**第9条 【事故】**

本クラブ活動中または移動中に本ジュニアユース生またはコーチに万一事故が生じた時の保証は、スポーツ安全保険の給付範囲を限度とする。

個人における移動など本活動以外での事故などについては、自己責任とする。

**第10条 【免責事項】**

本クラブのジュニアユース生は、本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故について本クラブに対して賠償請求をすることができない。

**第11条 【個人情報】**

(1) 本クラブのジュニアユース生に関する個人情報を運営上必要である場合以外に第三者に提供・開示しないものとする。

(2) 運営・広告活動のため、活動中の写真や情報をHPやSNS等に記載することがある。本クラブのジュニアユース生及びその保護者はそれを了承の上、入会したものとする。

**第12条 【規約改正】**

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

**第13条 【発行】**

この規約は2025年4月1日より発行する。